

G I S ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム 2010（案）

～ 世界最先端の「地理空間情報高度活用社会」の実現を目指して ～

2007年 月 日

測位・地理情報システム等推進会議

目 次

はじめに.....	1
第Ⅰ部　GIS政策の展開の方向.....	2
1. 新たなGIS計画の意義.....	2
(1) GIS政策の経緯と現状.....	2
①GIS関係省庁連絡会議における取組.....	2
②測位・地理情報システム等推進会議の設置.....	3
(2) 今後のGIS政策の課題と新たな展開.....	3
①GISの新たな展開への期待.....	3
②今後の課題.....	4
(3) 目指すべき地理空間情報を活用した社会の姿 -「地理空間情報高度活用社会」の実現-	
①行政の効率化・高度化.....	4
②国民生活の利便性の向上.....	5
③産業・サービスの発展・創出.....	5
④国土の利用、整備及び保全.....	5
2. 計画策定の基本的な方針.....	6
(1) 計画の目的.....	6
(2) 計画の期間.....	6
(3) 計画における基本的な方針.....	6
第Ⅱ部　今後のGIS施策の具体的な展開.....	8
1. 地理空間情報の整備・提供に係る施策.....	8
(1) 基盤地図情報に係る施策.....	8
①基盤地図情報整備の基準、ルールの方策等.....	8
②基盤地図情報の整備・更新.....	8
③地籍図・登記所備付地図の整備の推進.....	8

④基盤地図情報の提供と流通の促進.....	9
（２）地理空間情報全般に係る施策.....	10
①地理空間情報の整備・流通に関するルールの確立等.....	10
②地理空間情報の整備・更新.....	10
③地理空間情報の提供等.....	10
④個人情報の保護、国の安全に及ぼす影響等への配慮等.....	10
2．地理空間情報の利用・活用に係る施策.....	11
（１）国における利用・活用.....	11
（２）地方公共団体及び民間における利用・活用の促進.....	11
3．GISの推進に係る基礎的条件の整備.....	11
（１）普及・啓発の推進.....	11
（２）人材育成の推進.....	11
（３）調査研究の推進.....	11
（４）技術開発の推進.....	11
（５）国際的取組の強化.....	12
4．地方公共団体、民間等の役割及び参加・連携の強化.....	12
（１）地方公共団体、民間、大学・研究機関等に期待する役割.....	12
（２）国、地方公共団体、民間等の参加と連携の強化.....	12
5．計画の効果的実施にあたっての配慮事項.....	13
別表 今後、具体的展開に必要な施策事項一覧.....	14

はじめに

地理情報システム（G I S : Geographic Information System）は、電子地図の上でデジタル化された地理空間情報を一体的に処理して視覚的な表現や高度な分析を行う情報システムであり、ユーザは的確な情報分析に基づく迅速な判断が可能となる。G I Sは、既に、道路などの公共施設の管理や固定資産税業務などの国や地方公共団体の業務で、また、店舗展開の市場調査や運送トラックの運行管理のように民間の事業の中でも活用され、さらに、カーナビや、インターネットで公共施設や飲食店の案内を行うサービスなど市民生活の中でも幅広く利用されている。

政府では、G I SをI T社会における極めて有効な基盤的ツールと位置づけ、1995年の阪神・淡路大震災を契機に本格的なG I Sの普及を進めてきたが、これまでに、地図データ等の標準の制定、数値地図 25000(全国を対象に国土地理院が整備している2万5千分の1の精度のデジタル地図データ)、都市計画区域を対象とする数値地図 2500等の基盤となる地図データの整備と提供、政府や地方公共団体におけるG I Sを用いた行政の効率化や国民へのデータ提供などが実現している。

一方、近年、膨大な量の情報を位置と時刻を軸として管理し、効率的に活用していく「空間情報社会」や、いつでも、どこでも、誰でも、どんなものからでも情報ネットワークにアクセスできる「ユビキタス社会」の実現の可能性や期待が高まっている。このような社会では、G I Sが飛躍的に効率化・高度化し、例えば、「防災や景観、交通利便性などを考慮すると、どこに家を建てるべきか」、「天候や道路状況を考慮すると、車椅子で駅まで行くにはどのルートを通るべきか」といった問いに対して、様々な条件を瞬時に比較衡量できるようになることが期待される。

こうした背景の下で、G I Sの対象となる情報は、移動体情報や時間の概念を持つ情報、陸海域などを含む3次元空間の情報（「地理空間情報」=Geo-Spatial Information）に向けて広がっていくと考えられる。

こうした方向を念頭におきつつ、データやシステムの整備だけではなく、情報を流通させるための社会的な仕組みや、情報を利活用できる人材などを含めた総体を国家的な社会基盤（「国土空間データ基盤」=National Spatial Data Infrastructure: NSDI）として早急に構築していく必要がある。

本計画では、このようなG I Sを巡る新たな状況を踏まえ、将来、地理空間情報を高度に活用した社会を実現するため、位置の基準となる基盤地図情報の整備、民間も含めた地理空間情報の流通の促進、これらを一層進めるための産学官民の連携の強化など、新たな時空の扉を開く施策を進めることとする。

第Ⅰ部 GIS政策の展開の方向

1. 新たなGIS計画の意義

(1) GIS政策の経緯と現状

政府においては、1974年以来、個別のGISに関する先駆的な取組（国土数値情報の整備・公開、都市計画GISの開発、デジタルマッピングの規格の策定など）を行ってきたが、1995年の阪神・淡路大震災を契機として、「地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議」を設置し、政府が一体となったGIS政策を本格的に推進してきた。この結果、地理空間情報に関する標準の制定、数値地図25000や数値地図2500のような基盤的な地図データの整備、政府の各機関におけるGISを利用した情報提供サービスの拡大などの成果をあげてきた。

その後、2005年に、GISと衛星測位を連携させて総合的に推進するため、GIS関係省庁連絡会議を発展的に改組し、「測位・地理情報システム等推進会議」を設置した。

①GIS関係省庁連絡会議における取組

ア. GIS関係省庁連絡会議の設置(1995年9月)

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、大縮尺の地図や交通ネットワークに関するデータなど関係機関がそれぞれ保有していた地理空間情報を相互に利用できなかったため、早期の被害状況の把握や震災直後の救援活動の支援などを迅速かつ効果的に進めることができなかった。このため、政府においては空間データの相互利用の促進やそれを実現するためのデータの標準化の重要性を強く認識し、同年9月、「地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議」を設置し、政府におけるGISの整備と相互利用の環境づくりを計画的・一体的に進めることとした。

イ. 「国土空間データ基盤の整備及びGISの普及の促進に関する長期計画」(1996年12月)

及び「国土空間データ基盤標準及び整備計画」(1999年3月)

GIS関係省庁連絡会議では、多くのGISで共通に用いられる基盤的なデータ、すなわち、1) GISの利用を支える地図データ、2) 基本的な台帳・統計情報等、3) 空中写真などのデジタル画像データの3種類のデータを合わせて「国土空間データ基盤」と呼ぶこととし、まず、これらの整備と相互利用を推進することとした。このため、1996年12月に、1996年度からの概ね3年間（基盤形成期）に国土空間データ基盤の標準化等を行い、その後の概ね3年間（普及期）に国土空間データ基盤のひととおりの整備及びGISの全国的普及を行うことを目標とする「国土空間データ基盤の整備及びGISの普及の促進に関する長期計画」を策定した。

これを受けて、データの交換のための共通フォーマット（「地理情報標準」）及び汎用的で基礎的な地図データであって整備を促進すべきデータ項目（基準点、標高、道路、河川、行政区画、住所など25項目の「空間データ基盤標準」）並びに普及期におけるデータ項目ごとの国土空間データ基盤の整備の進め方を示した「国土空間データ基盤標準及び整備計画」を1999年3月に定めた。

これらの計画等を受け、2000年10月、「今後の地理情報システム(GIS)の整備・普及施策の展開について」により、政府の保有する地理空間情報についてはインターネットによる無償提供を基本とすることを申し合わせると

もに、2001年3月に国土地理院がクリアリングハウス(地理空間情報の所在や内容を記述したメタデータを集約し、インターネットで検索する仕組み)の運用を開始した。

ウ. 「GISアクションプログラム 2002-2005」(2002年2月)

2002年2月、GISを利用する基盤環境の概成、GISを有効に活用した行政の効率化と質の高い行政サービスの実現を目指し、「GISアクションプログラム 2002-2005」を策定した。

この計画に基づき、空間データの交換方法等の標準を定めた地理情報標準やG-XML(インターネット上で地理空間情報をやりとりするためのプロトコル)の制定、全国を一律の規格で網羅した数値地図25000、都市計画区域を対象とする数値地図2500の整備、政府の地理情報の提供に際しての配慮事項に関するガイドラインの作成、電子地図の取扱いを可能とする不動産登記法の改正、45万枚余のデジタル空中写真のインターネット提供、地方公共団体の統合型GISに関する地方交付税措置制度の拡充、関係府省における21件のウェブGISサイトの開設等が実現された。

②測位・地理情報システム等推進会議の設置(2005年9月)

その後、2002年の測量法における世界測地系の採用や衛星測位の普及により、地理空間情報の作成に衛星測位を用いたり、衛星測位で得られた位置情報をGISで処理するなど、GISと衛星測位の関連性が強まってきた。このような状況を踏まえ、2005年9月に、測位・地理情報システム等について関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、GIS関係省庁連絡会議を発展的に改組し「測位・地理情報システム等推進会議」を設置し、次世代のGISの整備及び活用のあり方に関する検討を進めてきた。

(2) 今後のGIS政策の課題と新たな展開

以上のようなGIS政策のこれまでの経緯と、GISを巡る諸情勢を踏まえると、今後のGIS政策の課題と展開は以下のように考えられる。

①GISの新たな展開への期待

GISが市民生活に浸透するにつれ、より詳細で新鮮なデータが求められたり、屋内・屋外でGISをシームレスに活用できるなど人々のGISに対するニーズも高度化・精緻化してきているとともに、災害時に一人では避難できない高齢者等を迅速に救出するためのGISの利用や、市場調査のようなマーケティングでの利用など、多種多様な地理空間情報を重ね合わせて利用することが望まれている。また、近年、人口減少、少子高齢社会の到来、災害や犯罪に対する不安等の諸問題に対する国民の関心が高まっており、これらに対する取組において、GISの貢献が期待されている。

さらに、あらゆる情報の電子化が爆発的に進んで膨大な情報が蓄積されるようになった結果、真に必要な情報を見つけ出すことがかえって困難になっていること(いわゆる情報爆発)から、位置と時刻を軸とする情報整理の必要性が高まっている。時空間上の位置をキーに情報の検索、統合、発信等を可能にするGISは、情報整理に非常に有効なツールである。

なお、近年、コンピュータやインターネット、携帯電話の技術進歩や低廉化により、ユーザ側においてデータを利用する環境が飛躍的に整ってきており、GI

Sをより手軽かつ高度に利用できる環境が十分に整ってきている。

②今後の課題

国は数値地図 25000 を全国一律の規格で整備してきたが、数値地図 2500 は地方公共団体が整備した都市計画基図等をもとにしてはじめて国が整備できるものであるなど、大縮尺の地図データを国だけで整備することはできない。様々な地理空間情報は、国、地方公共団体、民間等の多様な主体が整備しているものであり、様々な主体が整備する各種の地理空間情報の位置的整合を確保すること、情報の流通のルールを策定するとともに国が率先してデータを提供すること、国、地方公共団体、民間等の連携等が必要である。

ア. 様々な地理空間情報の重ね合わせ

様々な地理空間情報を重ね合わせるウェブGIS型の各種のサービスが増えてきた状況を踏まえ、様々な主体によって整備されるデータ間で、位置ずれなどの齟齬が生じないように、地理空間情報の整備の際の基準・ルールの作成及び普及を進めるとともに、様々な地理空間情報を空間上の位置に対応づけるための基準として多くの主体に共通・頻繁に参照される基盤的な地図データの整備・共用化を行う必要がある。

イ. 情報の流通の促進

現状では、必要な者に必要なデータが十分に提供されていないため、情報の流通を促進する必要がある。よって、様々な主体が作成した地理空間情報を円滑に流通させるためのルールを策定するとともに、政府の保有する地理空間情報のうち、一般に対し広く提供すべき情報についても、未だインターネットによる無償提供をしていないデータがあるため、全ての政府機関が地理空間情報を原則としてインターネットにより無償提供することを進める必要がある。

その際、地理空間情報は個人情報を含んでいるケースや、著作権等の知的財産の対象となっているケースが多いこと、その公開のあり方が国の安全に影響を及ぼすこともあることから、国民が安心して利用できる地理空間情報の流通のためには、これらの観点等も踏まえた情報提供のルールを確立することが必要である。

ウ. 連携体制の整備

以上のような新鮮で精度が高い地理空間情報の整備とそれを容易に利用できる環境の整備については、それらを使いこなす人材の育成を行うとともに、産官学の協力が不可欠であり、国はこれまで以上に地方公共団体、民間等と連携・協力する必要がある。

(3) 目指すべき地理空間情報を活用した社会の姿―「地理空間情報高度活用社会」の実現―

以上のような取組を推進することにより、次のような「地理空間情報高度活用社会」を実現することを目指す。

①行政の効率化・高度化

行政機関においては、様々な地図を整備し利用しているが、基盤的な地図データを共用し一元的に整備することにより、例えば、地図整備費用が年間9億円から6億円へと3分の2に削減された県があるなど大きな費用削減が実現できる。また、市役所の職員が自席のパソコンで他部署の様々な行政情報を重ね合わせ

て見られるようになったため、住民などからの問い合わせに迅速に回答できるようになった例もある。

さらに、詳細な標高データを用いて洪水のハザードマップを作成したり、GISとインターネット上の電子会議室を組み合わせるまちづくりに関する市民の意見や情報を集約する取組や、自然環境に関するデータを集約し環境保全計画の策定に利用するなど、GISを利用した質の高い取組もなされている。

このように、位置をキーにして行政情報の共有が進み、資料収集、照会等の労力が軽減し、その分、高度な判断が必要な業務に注力できるようになったり、GISの高度な機能を活用することにより、行政の効率化・高度化が実現する。

②国民生活の利便性の向上

高齢者の居住地や老朽化した住宅の分布を的確に把握し行政の防災力を向上させたり、ハザードマップやヒヤリ・ハットマップ（歩行者や車の運転者が危険を感じた場所を示した地図）などによる市民への情報提供など、GISの活用により安全・安心な社会を目指す試みが行われるようになってきている。

また、地方公共団体が公共施設・医療機関・店舗などの情報や都市計画規制の内容などの行政情報をウェブGISでワンストップで提供するサービスも行われている。さらに、ユビキタスネットワークを活用した高齢者等の移動支援や、リアルタイムの交通状況や時刻表データを用いた公共交通機関の経路案内などの高度な民間サービスを利用できるようになることが期待される。

このように、国民が知りたい情報を知りたいときに分かりやすく容易に入手できるようになるなど、国民生活の利便性が向上する。

③産業・サービスの発展・創出

GPSなどの技術の進歩や、リアルタイムの交通状況などの地理空間情報を新たに流通させることにより、警備会社の現場急行サービスや高度な公共交通案内、ファーストフード店等の店舗展開の市場調査など、既にGISを活用した様々なサービスが展開されている。

また、これまで民間企業が作成・提供してきた店舗等のデータは、ばらばらの地図の上で作成され、他の背景地図や他の企業が作成するデータと位置ずれなどの齟齬があり、データの修正に大きなコストをかけていたが、共通の基盤的な地図の上でデータを作成すると、自然にデータの位置の整合性が図られ、コストダウンが可能となる。

さらに、モバイル機器の発達や、屋内外のシームレスな測位の実現により、配送中の荷物の位置をリアルタイムで通知するサービスが生じたり、中心市街地における顧客分布や買い物客の移動パターンの分析等により新たな需要を発見することなどが期待される。

このように、新たな産業・サービスの創出や既存のサービスの高度化・発展が期待される。

④国土の利用、整備及び保全

GISは道路や河川などの社会資本に関するデータや地形・地質、土地利用などの国土の状況を示すデータ等を一度に効率的に管理することができることから、国土計画や環境計画などの国土の利用、整備及び保全に関する計画の策定や、公共施設の維持・管理などに利用されている。

新潟県中越地震においては、内閣府が地震防災情報システム(DIS)により、

地震発生直後の被災状況の推計を行い、関係機関がその結果を初動体制の立ち上げ等の判断材料として用いた。また、土砂災害などの範囲や現場写真などをGIS上に集約、提供し、情報を共有することにより、的確な応急・復旧活動を行うことができた。さらに、市の罹災証明発行業務において、窓口職員が被災者の被災状況を確認する際、被災現況写真等の現地情報の集約・管理にGISを活用するなど、防災にGISを活用した先駆的な例となった。

今後、例えば、地すべりセンサーや地球観測衛星等と連携することにより災害を予測したり、災害の状況を迅速に把握し、復旧・復興の取組を支援する仕組みが構築されることが期待される。

このように国土の利用、整備及び保全に係る分析においても、GISを用いた業務の効率化や高度化が実現する。

2. 計画策定の基本的な方針

これまで述べてきた今後のGIS政策の課題と新たな展開、目指すべき社会の姿等を踏まえ、本計画の基本的な策定方針を以下の通りとする。

(1) 計画の目的

本計画は、地理空間情報が高度に活用される社会を目指し、その前提となる基盤地図情報を位置の基準として相応しい整備水準まで高め、地理空間情報の流通を促進するための基準・ルールを概成し、産学官連携の体制を構築すること等を目的とする。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、基盤地図情報が位置の基準として相応しい整備水準となることが見込まれる期間等を考慮し、2006年度から概ね5カ年とする。

(3) 計画における基本的な方針

これまでのGIS施策の成果と課題、今後のIT社会の進展などの我が国の経済社会状況や国際的な情勢を展望し、効果的・効率的にGIS政策を推進していくという観点から、本計画においては次の分野の施策に重点的に取り組むものとする。

- 1) 地理空間情報の整備・提供に係る施策
 - ・ 基盤地図情報に係る施策
 - ・ 地理空間情報全般に係る施策
- 2) 地理空間情報の利用・活用に係る施策
 - ・ 国における利用・活用
 - ・ 地方公共団体及び民間における利用・活用の促進
- 3) GISの推進に係る基礎的条件の整備
 - ・ 普及・啓発の推進
 - ・ 人材育成の推進
 - ・ 調査研究の推進
 - ・ 技術開発の推進
 - ・ 国際的取組の強化

- 4) 地方公共団体、民間等の役割及び参加・連携の強化
- ・地方公共団体、民間、大学・研究機関等に期待する役割
 - ・国、地方公共団体、民間等の参加と連携の強化

第Ⅱ部 今後のGIS施策の具体的な展開

1. 地理空間情報の整備・提供に係る施策

(1) 基盤地図情報に係る施策

地理空間情報の相互利用や重ね合わせを容易に行うためには、地理空間情報を電子地図上で正確な位置に配置するための位置の基準となり、広く共用される地図情報が必要である。本計画では、これを「基盤地図情報」と呼ぶが、基準点、海岸線や道路、標高等の骨格的な地図データ、住所をはじめとした地理識別子等の地図データがこれに相当する。

この基盤地図情報の整備・共用・相互活用・円滑な流通を促進するため、以下の施策を行う。

①基盤地図情報整備の基準・ルールの策定等

国は、国・地方公共団体が基盤地図情報を整備する際に基づくべき、作成手法、要求精度、データ構造、品質確保の仕組み等に関する基準・ルールを2007年度なかばまでに策定し、普及等を行う。その際には、各種法令で定められている地図の縮尺を踏まえ、より高い精度の基盤地図情報が整備されるよう配慮する。また、国及び地方公共団体の測量業務の手本となる公共測量作業規程準則の見直し等を2007年度中に行う。

②基盤地図情報の整備・更新

国の各機関は、道路関係図面など日常業務において整備している地図データをこの基準・ルールに従って整備するとともに、より新鮮で高精度なものとして維持されるよう適時に更新する。

また、地方公共団体においても、都市計画基図など通常業務で整備・利用している基盤地図情報のデータ項目を含む地図データが基準・ルールに基づき整備され、できる限り新鮮で高精度なものとして維持されるよう、国において、技術支援、基準・ルールの普及を行う。

国土地院は、このように国、地方公共団体等の様々な整備主体が作成した大縮尺地図データを集約・シームレス化し、基盤地図情報を効率的に整備する。

さらに、地方公共団体が庁内の複数部局でGISを共用する「統合型GIS」を導入する際に整備する「共用空間データ」（庁内で共用できる地図データ）が基盤地図情報のデータ項目を多く含むことから、「共用空間データ」の整備を促進するため、国は、技術的支援や補完的な財政措置を行う。

③地籍図・登記所備付地図の整備の推進

地籍はいわば「土地に関する戸籍」であるが、地籍図、登記所備付地図（不動産登記法14条1項に規定する地図）は基盤地図情報と相当部分が重なるものであり、これらの整備はGISを推進する上で重要である。しかし、2006年3月末の地籍調査の全国の進捗率は47%で、特に都市部（人口集中地区：約12,300km²。約8,300万人が居住）の進捗率は19%にとどまっており、それ以外の土地についてはいまだに明治時代に作成された不正確な公図が地図に準ずる図面（同法14条4項に規定する図面）として用いられている。このような都市部の地籍整備の状況を改善するため、2004年度から国土交通省は、都市再生街区基本調査を行ってきた。

都市再生街区基本調査では、2004～2006年度に全国の人口集中地区のうち地

籍調査未実施の地区（721 市区町。約 10,100km²）において、地籍調査等を実施する際に必要となる街区基準点を 200m 間隔の高密度で整備するとともに、街区角の位置の測量、地図に準ずる図面の電子化、道路管理部門などに散在する境界関連資料の収集、データベース化を行い、市区町が地籍調査を実施するために必要な基礎的条件を整備した。さらに、2007 年度からは、密集市街地や中心市街地などにおいて、地籍調査の前提となる街区の外周位置を測量していく。

また、不動産登記法が改正され、2005 年 3 月から登記所備付地図及び地図に準ずる図面の電磁的記録が可能となっており、法務省は 2010 年度までに登記所備付地図及び地図に準ずる図面の電子化を完了する。

2006 年度から、国土交通省では都市再生街区基本調査の対象地域について、地図に準ずる図面と現況のずれの程度を公表し、住民の地籍調査への意識を喚起している。また、国土交通省と法務省は、地図に準ずる図面と現況のずれの程度に応じ、①極めて精度の高い地図に準ずる図面については、地籍調査を経ずに簡易な手法で登記所備付地図とする、②現況と一定程度一致する地図に準ずる図面については、市区町に地籍調査の実施を強力に働きかけていく、③土地の並び順も含め大きく現況と異なる地図に準ずる図面については、地籍調査や法務省が登記所備付地図作成作業を実施することにより、都市部における地籍の明確化を推進する予定である。

さらに、国は不動産登記法に基づく筆界特定制度（筆界特定登記官が、関係資料や外部専門家の意見に基づき、登記された土地の境界（筆界）を適正かつ迅速に特定する手続き。2005 年度に導入。）や、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決制度（ADR）も活用して、地籍の明確化を推進していく。

地籍図・登記所備付地図の筆界情報は道路縁（街区の形）データなどの基盤地図情報の整備に活用することができ、逆に、基盤地図情報が整備されていれば、地籍調査を行うにあたって、資料収集作業の効率化、基準点情報や道路縁データの地籍図作成作業工程での活用が図られる。このように、地籍図・登記所備付地図と基盤地図情報は互いに整備を推進する関係にあることをふまえ、国の各機関は相互に連携して整備を推進していく。

④基盤地図情報の提供と流通の促進

ア. ワンストップサービス

国、地方公共団体等が公共測量において整備する基盤地図情報の品質を中立・公正に試験し、円滑に流通させるため、国土地理院が、国・地方公共団体の保有する各種の基盤地図情報を集約しシームレスに接合した地図データを、ワンストップで提供するサービスを 2010 年度までに開始する。

イ. インターネットによる無償提供

国は、その保有する基盤地図情報を、原則としてインターネットを利用して無償で率先的に提供する。そのため、基盤地図情報のデータ項目を含む地図データである数値地図 25000 等をインターネットで提供するとともに、クリアリングハウスの充実等を行う。また、国以外にもこの取組が普及するよう、地方公共団体への働きかけや、ヘルプデスクの設置など相談体制の充実を図る。

（２）地理空間情報全般に係る施策

地理空間情報を高度に活用する社会を実現するには、基盤地図情報のみならず、地形図、ハザードマップ等の主題地図データ、台帳・統計情報、空中写真、衛星画像等、多様な地理空間情報の整備・提供・流通を促進し、GIS上での活用を進める必要がある。このため、以下の施策を行う。

①地理空間情報の整備・流通に関するルールの確立等

国は、地理空間情報を多様な主体が多目的に利用できるよう、地理情報標準やG-XMLなどのデータ交換のための標準を普及するとともに、基盤地図情報を用いて位置の正確な地理空間情報を整備するための基準、地名コードのような統計データを容易に組み合わせて利用するためのルールなど、地理空間情報の整備・更新・共用・流通等に関するルールを作成し、普及する。そのため、モデル的な実証調査等を行い、2010年度までに位置的整合性を担保する方法、民間測量成果を公共測量に利用することについての検討等を行うとともに、台帳・統計情報等の地理空間情報の流通等に関するガイドラインの作成等を行う。

また、地理空間情報の整備等への基本測量成果及び公共測量成果の活用を促進するため、国は、測量成果の複製・使用承認に係る規制の合理化等を図る測量法の改正案を第166回国会に提出している。

②地理空間情報の整備・更新

国は、地形図、土地利用図・地質図等の主題図、台帳・統計情報、空中写真、衛星画像等の地理空間情報の電子的な整備・更新を行う。その際、基準・ルール等に則り適切に整備・更新されている基盤地図情報がある場合には、それを用いて地理空間情報の整備・更新に努める。また、地方公共団体等が基盤地図情報を用いて地理空間情報の電子的な整備等を行えるよう、国は技術的支援等を行う。

③地理空間情報の提供等

国は、保有する地理空間情報を、原則としてインターネットを利用して無償で提供する。例えば、土地利用、地価等を地図データ化した国土数値情報をインターネットを通じて無償で提供するほか、都道府県警察で管理する交通規制情報の提供を推進する。また、国、地方公共団体等の保有する空中写真を、地図上でワンストップで閲覧可能とするデジタル画像アーカイブ（収蔵庫）システムを整備する。さらに、地方公共団体の地理空間情報の提供を促進するため、国は地理空間情報の流通等に関するルールの普及・啓発等を行う。

④個人情報の保護、国の安全に及ぼす影響等への配慮等

ア．個人情報の保護

地理空間情報の利活用は、国民生活の向上や国民経済の発展に多大な利益をもたらすものであるが、その際には、個人情報の保護への配慮を適切に行う必要がある。

「個人情報」とは、基本的には、「生存する個人に関する情報」（生存する個人の精神、身体、財産、社会的地位、身分等に関して、事実、判断、評価を表す情報）であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」をいうが、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」（当該情報のみでは直接的には本人を識別できない情報で

も、一定の条件の下での照合によって間接的に本人を容易に確認できるもの）も含まれる（個人情報保護に関する法律第2条）。

個人情報については、個人情報保護法制（個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律、地方自治体の定める個人情報保護条例等）に適合した取扱いが必要であり、個人情報に該当する地理空間情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づく不開示や訂正請求・利用停止請求への対応等が必要となる。

G I Sの推進施策は、当面は、基盤地図情報の整備を中心とするものであるが、基盤地図情報は、基準点や公共施設等の位置を示す公共的な情報であるため、基本的に個人を識別できる情報を含んでいない。このため、基盤地図情報については、その整備・提供を積極的に推進していく。

他方、基盤地図情報以外の地理空間情報には様々な情報があり、個人情報を含むものもあるため、個人情報保護法制の遵守に十分な注意が必要である（ただし、基本基準点及び公共基準点の測量記録、道路台帳（図面）、登記地図のように土地所有者や住所・地番等の個人を識別できる情報を含んでいても、測量法、道路法、不動産登記法といった個別法令に基づき、公開の公益性が優先され閲覧等が義務付けられている情報もあることにも注意が必要である）。このため、G I S上で情報を照合することにより間接的に個人を識別できる場合を含め、どういった範囲の地理空間情報が個人情報に該当するのか、個人情報に該当する地理空間情報については個人情報保護法制に照らして実務上どのような加工処置や提供制限などの措置が必要となるのか、等についての具体的な判断指針が必要と考えられる。こうした観点から、地理空間情報の活用の際に個人情報の取扱いに関するガイドラインの策定を行う。

イ. データの二次利用

国や地方公共団体等から提供される地理空間情報を利活用して民間がサービスを提供する場合には、提供された地理空間情報をより使いやすい情報に加工したり別の情報を付加すること（いわゆるデータの二次利用）によって、より付加価値の高い地理空間情報を作っていく必要がある。このためには、データ提供元において、データの二次利用の許諾の考え方や著作権、財産権等の具体の処理の方法をあらかじめ明確にしておく必要がある。このため、こうした観点から、地理空間情報の二次利用の許諾の考え方や著作権等の処理の方法についての標準となるガイドラインを策定する。

ウ. 国の安全に及ぼす影響

例えば、重要な施設の詳細が公開されている情報を超えて明らかとなるような画像情報については、国の安全の観点から提供に一定の配慮が必要である。このため、地理空間情報の流通が国の安全に及ぼす影響や国の安全にかかわる地理空間情報の管理について、国は、調査検討を行う。

2. 地理空間情報の利用・活用に係る施策

国、地方公共団体、民間等がG I Sを利用して地理空間情報の活用を図り、高度かつ効率的な行政サービスや民間サービスを実現できる「地理空間情報高度活用社

会」の実現に向けて、次の施策を行う。

(1) 国における利用・活用

国は、防災、森林管理、犯罪情報分析等の行政の各分野において地理空間情報を高度に活用するとともに、政策判断や国民への情報提供などにおいてG I Sを活用した質の高い行政サービスを提供する。

(2) 地方公共団体及び民間における利用・活用の促進

国の各行政機関は、それぞれの各所管分野において、地方公共団体や民間がG I Sを利用することにより業務の効率化や高度化が見込まれる分野について、G I Sの導入効果を啓発し、その普及等を行う。

また、地理空間情報を庁内で共用することにより、横断的に利活用する統合型G I Sについて、地方公共団体への導入を促進するため、国は技術的支援や補完的な財政措置を行う。

3. G I Sの推進に係る基礎的条件の整備

G I Sの推進に係る基礎的条件を整備するため、以下の施策を行う。

(1) 普及・啓発の推進

地理空間情報がいかに国民生活と密接な関係を有しているかをP Rするとともに、その活用の有効性等を普及・啓発し、多くの分野でG I Sの利用がなされるよう、国は、セミナーの開催や啓発パンフレットの作成等を行う。

また、施策の決定と実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、施策内容等に関する分かりやすい広報活動の充実を図る。

(2) 人材育成の推進

単にG I Sを扱える人材を育成するだけでなく、分野横断的な情報の活用を行ったり、自らの専門分野において空間的な思考を行いG I Sの活用を企画できる人材を育成するため、国は、大学や地域においてG I Sを担う人材の育成を推進する。そのため、講習会の実施や、大学等と連携したテキストの作成等を行う。

(3) 調査研究の推進

地理空間情報の流通が促進されると、例えば、プライバシーの侵害や個人情報の流出、国の安全に影響を及ぼす等の問題が生じるおそれがあることから、国はこれらの観点にも配慮しつつ情報を流通させるとともに、その二次利用を容易にする手法など、地理空間情報の提供・流通のあり方を検討する。

(4) 技術開発の推進

地理空間情報の整備の技術の高度化や利用者の利便性の向上を図るため、産学官連携を図りつつ、国は、測量技術の高度化、人工衛星によるリモートセンシングや各種センサー機器等による地理空間情報の取得技術、工事図面のC A Dデータ等を活用した基盤地図情報の更新技術、G I Sの操作性の向上等の技術開発を行う。

(5) 国際的取組の強化

I S Oにおける地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ積

極的に参加する。また、地球地図プロジェクト等のG I Sに関する国際協力、国際測地観測等の国際連携を行う。

4. 地方公共団体、民間等の役割及び参加・連携の強化

(1) 地方公共団体、民間、大学・研究機関等に期待する役割

地理空間情報の整備・提供やG I Sの利活用は、国のみが行うのではなく、地方公共団体、民間、大学・研究機関等が、それぞれの役割や業務にしたがって行う必要がある。

これらの主体に対して、以下のような役割を果たすことを期待する。

①地方公共団体の役割

- ・基準・ルールに適合した基盤地図情報の整備・適時の更新・提供・流通
- ・地図を利用する行政分野における基盤地図情報の相互活用
- ・地理空間情報の電子的な整備、提供等円滑な流通の促進
- ・G I Sの利用の拡大、公共分野における多様なサービスの展開
- ・個人情報保護等に配慮した地理空間情報の適正な取扱い

②民間の役割

- ・地理空間情報を活用した情報サービスなどの事業の展開
- ・G I Sの活用による自らの事業の高度化、効率化
- ・地域における安全情報の発信に取り組む団体など、市民やN P O等の活動におけるG I Sの活用

③大学・研究機関等の役割

- ・地理空間情報の取得・整備・蓄積・解析・流通・利用及びG I Sの応用に関する研究開発
- ・地理空間情報の活用を担う人材育成
- ・地域において行政や民間企業と連携して進めるG I Sを活用したプロジェクトの技術的支援やコーディネート

(2) 国、地方公共団体、民間等の参加と連携の強化

国、地方公共団体、民間等は、地理空間情報の整備・提供に積極的に連携・参画し、データの流通を促進していくことが必要である。このような国、地方公共団体、事業者等の参画・連携を進めるため、以下の施策を進める。

①G I S官民推進協議会の充実

産官学の連絡を密にし、産官学一体となった施策を推進するため、G I S官民推進協議会に学識経験者を新たに追加し、体制を充実する。

②民間の技術力やニーズの反映

地理空間情報を整備するためのルールの策定など、民間の技術力の活用や、官民のニーズの反映が必要な施策について、J I S原案作成委員会等の産官学共同の取組を行う。

また、地理空間情報の利活用を中心に、技術・市場・制度面の検討を積極的に行っているgコンテンツ流通推進協議会などの民間団体における連携の取組を促進する。

さらに、新産業の創造に寄与する講演会やシンポジウムの開催、新商品・新サービスの展示会、産官学の関係者の情報交換会等を同時に開催する「G

「I S E X P O」(仮称)を開催すること等により、新たな産業・サービスの創出や既存のサービスの高度化・発展に対して、民間の提案や創意工夫を掘り起こす。

③全国・地域における中核組織の育成

全国及び地域において、国の機関や地方公共団体、民間企業、NPOなどの連携の中核となる組織を明確化し、育成する。この中核組織は、GISに関する専門知識を有し、かつ、中核組織としての活動に関する意欲や可能性を有する大学等を想定する。

5. 計画の効果的実施にあたっての配慮事項

①法制上の措置等

本計画の推進に当たって、関係法令の改正の必要性があると考えられるときには、積極的に検討を行う。

②各種計画との連携

本計画の推進に当たっては、IT新改革戦略、経済成長戦略大綱等の政策との整合性の確保や、連携効果の発揮に十分配慮していくものとする。

③計画の進捗状況の点検（フォローアップ）及び計画の見直し

毎年度、本計画に記述した施策の実施状況を把握し、インターネット等で公表するとともに、その結果も勘案し、必要に応じ、計画の修正等を行うものとする。

(別表) 今後、具体的展開に必要な施策事項一覧

(注)「WG」とは測位・地理情報システム等推進会議 測位・空間情報の整備に関するワーキンググループの事です。

1. 地理空間情報の整備・提供に係る施策 (1) 基盤地図情報に係る施策				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
1	公共測量作業規程準則の改定等	基盤地図情報等の整備に関わる公共測量作業規程準則の改定等を行う。	国土交通省	2007年度までに公共測量作業規程準則を改定する。
2	基盤地図情報の基準、仕様等作成	基盤地図情報の項目、品質要件、基準、仕様等を作成する。	国土交通省	2007年度前半までに作成する。
3	基盤地図情報の整備・提供	地理空間情報活用における共通基盤となる白地図(基盤地図情報)及びデジタル画像情報の整備・提供を行う。	国土交通省	2010年度までに市街化区域・市街化調整区域内の基盤地図情報を整備し、2011年度までにデジタル画像情報を整備する。
4	基準点に関する情報の整備・提供	基準点に関する情報を整備・管理し、インターネットによる提供のため「基準点 Web GIS」を構築する。	国土交通省	2009年までに「基準点 Web GIS」を構築する。
5	数値地図 25000 の更新、提供	数値地図 25000 の更新、提供(刊行、インターネット提供)を引き続き実施する。	国土交通省	継続的な更新・提供を実施する。
6	街区レベル位置参照情報等の整備・更新等	街区レベル位置参照情報を年1回以上更新する。さらに、新たな位置参照情報の整備について検討する。	国土交通省	毎年度1回以上更新する。
7	都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)	老朽化した木造建築物が密集している密集市街地、中心市街地などを対象として、街区外周の官民境界の位置情報に関する調査を行う。	国土交通省	2009年度までに密集市街地等を重点整備する。
8	登記所備付地図及び公図の電子化	登記所備付地図及び公図の電子化を行う。	法 務 省	2010年までに電子化を完了する。
9	道路関係図面の電子化	道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を進めるなど、道路関係図面の電子化を進める。	国土交通省	データの整備・蓄積を進める。
10	CALS/ECの推進	CAD-GISの連携などにより、完成図を利用した管理図の蓄積・更新の迅速化・効率化を図る。また、地質データについては、その集積と提供を推進する。	国土交通省	2007年度までに地質データを公開する。
11	メタデータ整備	クリアリングハウスの充実のため、基盤地図情報等についてメタデータ整備を行う。	国土交通省	基盤地図情報等が整備され1年以

				内に整備する。
12	統合型GISの整備に要する地方財政措置	統合型GISの整備に要する経費について地方財政措置を実施する。	総務省	－
(2) 地理空間情報全般に係る施策				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
13	地理空間情報活用推進のための基盤地図情報を用いたモデル調査	モデルとなった地方公共団体等において、基盤地図情報の整備に関し制度・体制面から実証調査を行い、地図データの整備・共有・更新のルール等を定めたマニュアル等を整備する。	国土交通省	2008年度までに、マニュアル等を整備する。
14	地理情報標準の整備・普及	ISOの国際規格に整合して地理情報標準をJIS化する。また、地理情報標準の普及のため、最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル(JPGIS)を適時に改訂するとともに、その普及を図る。また、地理情報標準に準拠したデータ整備が円滑に進むよう技術的な支援を行う。	国土交通省	国際規格確定後順次、地理情報標準をJIS化する。適時に、JPGISを改訂する。
15	地理情報標準に準拠したデータ整備	データ整備の際には、原則として地理情報標準プロファイル(JPGIS)に準拠するよう製品仕様書を作成し、それに準拠したデータ整備に努める。	関係府省	－
16	地形図の更新	数値地図25000の基データである地形図データの更新を行う。	国土交通省	継続的な更新を実施する。
17	主題地図データの整備・提供	防災、環境及び土地利用に関する各種の主題地図データ(地形分類や土地利用など)の整備・提供を行う。	国土交通省	整備・提供する主題地図データを増加させる。
18	海域の地理空間情報の整備	我が国の沿岸詳細基盤情報の整備を行う。	海上保安庁	状況を把握してから6ヶ月以内に整備する。
19	統計GISの拡充	統計調査等業務の業務・システム最適化計画(2006年3月31日CIO連絡会議決定)に基づき、現行の統計GISプラザを廃止し、その機能を各府省が共同して利用できるシステム(政府統計共同利用システム)のサブシステム(統計地理情報システム)として整備するとともに、各府省が保有する地域統計データ及び統計に係る境域情報の統計地理情報システムへの掲載を推進する。さらに、これを政府統計に関連する情報全体の総合的な窓口となる「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を通じて提供する。	総務省及び関係府省	2008年度に新システムの本格運用を開始する。
20	GISを活用した交通規制情報の提供	都道府県警察において管理する交通規制情報をGISで扱うため、全国統一のフォーマットによりデータベース化し、適時適切な管理を行う。このデータベース上の情報を提供することにより、カーナビゲーション装置等を通じた情報提供の高度化を可能とし、安全運転支援や適切な経路誘導等を通じて交通の安	警察庁	2008年度までにデータベースを作成し、情報提供を開始する。

		全と円滑を図る。		
21	水土里情報利活用促進事業	農地や水利施設等に関する情報を収集し、農業者等へ広く提供可能な地図情報として整備することにより、農村の振興等を目的とした多様な取り組みの円滑な推進を支援する。	農林水産省	2010年度まで全国的な地図情報を整備する。
22	農地情報整備促進事業	国、県等により整備された農地に関する地図情報を一元的に管理し、関係機関に情報を提供することにより、GISを活用した施設管理や営農活動等の地域での取り組みを支援する。	農林水産省	2010年度まで毎年度農業関係機関に提供する情報を増加させる。
23	環境との調和に配慮した事業に係るデータの整備	環境との調和に配慮した事業に係る参考文献や農業農村の生態系等の自然環境情報のGISによる整備を実施する。	農林水産省	2011年度までに全国の広域農業地域のデータを整備する。
24	森林GISの整備	都道府県における森林関連情報を一元的に管理する森林GISの整備を支援する。	農林水産省	2011年度までに47都道府県に森林GISを整備する。
25	地質情報の整備	防災（地震動、土砂災害等）や国土の有効利用に資するために、国土の基礎的な基本情報としての地質情報整備の推進を図る。	経済産業省	整備された情報の高度化・統合化を進め、利活用可能な情報を拡充・増加させる。
26	地すべり地形分布図、火山地質図、活断層図等の電子化	未刊行である四国・九州・北海道の地すべり地形分布図を作成し、Web公開範囲の拡大を進める。また、WMSを用いて各種地理データとの重ね合わせを実現させるため、世界測地系への変換を早急に行うとともに、WFSへの対応を検討する。（文部科学省） 火山に関しては、火山災害の軽減・防災計画に資することを目的として火山地質図の整備を進めるとともに、電子化し他の地質情報と重ね合わせた火山科学図を作成する。活断層に関しては、活断層活動確率地図、ストリップマップ、活構造図等の公開済みデータをデジタル化・統合化した活断層データベースの整備・更新を行うとともにGIS化したデータベースとして整備する。（経済産業省）	文部科学省 経済産業省	2015年までに全国約1,100面を作成し、Web上での公開を目指す。（文部科学省） 2010年度までにこれまでの成果を含め火山地質図累計16図、火山科学図2図を整備する。活断層データベースについては従来の活断層情報と他の地質情報の統合化を進め、GIS化したデータベ

				ースとして整備する。 (経済産業省)
27	国土変遷アーカイブ整備	国土地理院が保有する旧版地図等をアーカイブ化し、提供する。	国土交通省	2013 年度までに完了する。
28	厚生労働省行政総合情報システムの構築	保健・医療・福祉等の厚生労働行政に関する地理空間情報を G I S 基本情報データベースシステムとして提供する。	厚生労働省	2007 年度までに厚生労働省ホームページにおいてサービス提供をする。
29	生物多様性情報の提供サービス	生物多様性情報の整備を継続し、閲覧及びダウンロードサービスを行う。	環 境 省	多様な提供形態に対応させる。
30	国土数値情報の整備・更新・ダウンロードサービス	土地利用、地価等の国土数値情報を整備し、適時に更新するとともに、国土数値情報、空中写真等のダウンロードサービスを行う。	国土交通省	ダウンロード可能な情報を増加させる。
31	空中写真の有効活用の推進	国土交通省が保有する空中写真をオルソ化し、インターネットで提供する。	国土交通省	2010 年までに提供する写真数を増加させ、オルソ画像の整備を完了する。
32	航空写真画像情報所在検索・案内システムの充実	国、地方公共団体等の保有する空中写真を、地図上でワンストップで検索できる「航空写真画像情報所在検索・案内システム」の接続機関を増やす等の取組を充実させる。	国土交通省	接続機関を毎年増加させる。
2. 地理空間情報の利用・活用に係る施策				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
33	教育情報ナショナルセンターでの G I S を活用した教育及び学習の振興	教育情報ナショナルセンターにおいて、G I S を利用した教育・学習情報の提供を継続的に実施し、G I S を活用した教育及び学習の振興を図る。	文部科学省	教育・学習情報の新規追加及び既存の情報の更新等運用を継続的に実施する。
34	農地情報活用支援事業	農地情報の整備・活用に係る先進的事例を広く紹介するとともに地域に対する技術的な指導・助言を行うことにより、今後行われる農地情報の整備・活用が効果的かつ効率的なものとなるよう地域を支援する。	農林水産省	2010 年度まで農業関係機関を対象とした研修会を事業実施県内において年 1 回以上開催する。
35	GEO Grid の推進	地球観測衛星データを有効利用する情報システムとデータを整備し、GIS との統合を簡便に実現することで、地形や地質、重力等の、国が整備している国土の基礎的な基本情報の高	経済産業省	2007 年度までに地球観測衛星データの発信、

		度な利用を促進し、地球規模の社会問題解決や新たなビジネスモデル創出への貢献を図る。		2008年度までにGISデータと統合する。2010年までに基本システムの完成。その後も普及を継続する。
36	電子国土Webシステムの機能拡充と普及	電子国土Webシステムの機能拡充等を図るとともに、普及活動の充実を図る。	国土交通省	2008年度までに電子国土Webシステムを利用して地理情報発信する団体数を2000団体とする。
37	防災情報提供センターによる防災情報の提供	国土交通省内の各部局が保有する防災に関する情報を集約し、防災情報提供センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、HPによる情報提供を継続する。
38	水情報国土データ管理センターによる水に関する情報の提供	水に関する情報を集約し、水情報国土データ管理センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、HPによる情報提供を継続する。
39	WebGISの拡充	行政の各分野において、国土数値情報ウェブマッピングシステムなどの情報の提供を行うWebGISサイトの整備・拡充を行う。	関係府省	—
40	統合型GISの導入・活用に関する検討	統合型GISの整備を促進するため、統合型GISの導入・活用に関する検討を行い、その結果を情報提供する。	総務省	2006年度に実施する。
41	統合型GISの整備に要する地方財政措置（再掲）	統合型GISの整備に要する経費について地方財政措置を実施する。	総務省	—
3. GISの推進に係る基礎的条件の整備				
（1）普及・啓発の推進				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
42	政府のGISポータルサイトの充実	GISの整備・普及に係る政府の取り組み等について幅広く広報するため、インターネット上に政府の実施するGIS施策に係る総合的な政府のポータルサイトを設けるとともに、内容の充実を図る。	WG	—
43	地理情報共用Webゲートウェイの構築	府省横断的な地理情報の利活用を図るため、各府省のシステムが共通して備えるインターフェイス（当面は国際標準規格であるWMS：Web map server interface）の普及を促進するとともに、ユーザが各府省の地理空間情報を使うためのゲートウェイを政府のGISポータルサイトに構築する。	WG	2010年までに政府の全ての主要なウェブGISサイトに接続する。
44	セミナーの開催	関係府省が連携したセミナーを開催する。	WG	関係府省が連携したセミナーを年

				3回以上実施する。
45	統合型GISの普及・啓発の推進	統合型GISの整備を促進するため、地方公共団体と連携したセミナーを開催する。また、総務省の施策や先進団体の取組を紹介する統合型GISポータルサイトを運営する。	総務省	－
(2) 人材育成の推進				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
46	大学等と連携したGIS活用のためのテキスト等の作成	大学等と連携し、一般、業務等の多様な利用形態毎に様々なGISの利用レベルに応じたテキストを作成する。	国土交通省	2009年度までに作成する。
47	Web-GIS等に関するセミナーの開催	Web-GIS及び標準化に関するセミナーを開催し、専門知識を持った人材を育成する。	国土交通省	毎年セミナーを実施する。
48	地球観測衛星データ利用セミナーの開催	地球観測衛星による観測データの利用促進等を図るため地球観測衛星データの利用に関する技術セミナーを開催する。	文部科学省	地球観測衛星データの利用者を増加させる。
(3) 調査研究の推進				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
49	制度的課題の調査・研究	GISの利活用にあたっての個人情報保護、データの二次利用等の地理空間情報の提供・流通に関する制度的課題の調査・研究を行う。	関係府省	－
(4) 技術開発の推進				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
50	時刻・位置情報認証技術の研究開発	高精度・高信頼の時刻・位置情報を容易に利用できるようにするために、高度な時刻・位置情報認証技術の研究開発、基準座標系の高精度化、測位における距離基準を確立するための研究開発を行う。	総務省	2010年度までに研究開発を完了し、基盤技術を確立する。
51	地球観測衛星の継続的な開発・運用	基盤地図情報の継続的な整備・提供のため、平成18年1月に打上げられた陸域観測技術衛星「だいち」の着実な運用を実施するとともに、継続的な地球観測衛星の開発・運用を進める。	文部科学省	地球観測衛星データの継続的な提供を行う。
52	工事図面等を活用した基盤地図情報の更新技術の開発	工事で電子納品されるCAD図面の情報を活用し、基盤地図情報を円滑に更新する技術や基準を開発する。	国土交通省	2008年度までに、プロトタイプの開発及び実証実験を行う予定。
53	地理空間情報の取得技術の高度化の研究開発	航空レーザ測量、高分解能衛星画像等から、効率的に地理空間情報を取得する技術開発を推進する。	国土交通省	2010年度までに、新技術を使って位置精度数十cmで地理空間情報の位置を迅速に取得する技術を実用

54	地理空間情報の高度利活用の研究開発	時系列に整備された地理空間情報を、効果的に環境保全・国土保全に利活用する技術開発を推進する。また、詳細な三次元地形データを、防災に活用できる技術開発を推進する。	国土交通省	化する。 2010年度までに、時系列地理情報の利活用のためのマニュアルを整備する。また、詳細な三次元地形データから斜面危険区域を抽出するマニュアルを整備する。
55	屋内外シームレス測位技術の開発	GPS、無線LAN、ICタグ等を活用して、屋内外のシームレス測位が容易に行える技術を開発する。	国土交通省	2010年度までに、屋内外ともにメートルレベルの精度で移動体の位置を決定できる技術を開発する。
56	動線解析プラットフォームシステムの開発	都市空間における人の動きを把握するため、人の時空間的な位置を表すデータ（四次元GISデータ）を活用して動線解析を行う技術の開発を行う。	国土交通省	2008年度までにプロトタイプの開発及び実証実験を行う予定。
（５）国際的取組の強化				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
57	国際規格策定作業への貢献	ISOの国際規格策定作業に積極的に貢献する。	国土交通省 経済産業省	総会、国内委員会等の規格策定作業に参加する。
58	地球地図プロジェクトの推進	我が国を中心とする各国との国際協働により、地球陸域全体の数値地図データセットを整備する「地球地図プロジェクト」の推進を図る。	国土交通省	2007年に地球地図第1版の整備を完了し、以降5年毎にデータを更新する。
59	各国の地質図等作成	世界各国の地質調査機関から構成されている世界地質図委員会 (Commission for the Geological Map of the World, CGMW)において、東・東南アジアの陸域・海域の1/500万地質図を作成する国際プロジェクト“One Geology”に参画し、1/100万全球デジタル地質図の作成に協力する。	経済産業省	2010年までに東・東南アジア地質図を作成する。2008年までに全球デジタル地質図の日本担当分を作

				成する。
60	Sentinel-Asia プロジェクトの推進による衛星データ等の提供	Web-GIS を用いて、地図データなどとの重ね合わせによる付加価値のついた衛星画像等をインターネット上に公開し、アジア太平洋地域の国々で災害関連情報を共有すること等により、防災活動に貢献する。	文部科学省	防災活動に資する衛星データ等の提供を行う。
4. 地方公共団体、民間等の役割及び参加・連携の強化				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
61	中小 I Tベンチャー支援事業	優れた技術シーズを持つ中小 I Tベンチャー企業に対して、市場を見据えたソフトウェア開発からその事業化までの支援を行う。プロジェクトマネージャーを配し、プロジェクト実施に関する助言、指導、進捗支援等を行う。	経済産業省	中小 I Tベンチャー企業の発掘・支援を行う。
62	「G I S E X P O」(仮称) の開催	新産業の創造に寄与する講演会やシンポジウムの開催、新商品・新サービスの展示会、産官学の関係者の情報交換会等を同時に開催する「G I S E X P O」(仮称)を開催すること等により、新たな産業・サービスの創出や既存のサービスの高度化・発展に対して、民間の提案や創意工夫を掘り起こす。	国土交通省	2008 年度までに開催し、以降は毎年度開催する。
63	各地域での自立的な G I S 推進体制整備	各地域での自立的な G I S 推進体制整備のための指導・助言、技術支援等を行う。	国土交通省	毎年度、1 団体以上に指導を行う。
5. 計画の効果的実施にあたっての配慮事項				
	施策名	施策概要	担当府省	目標年次及び達成水準
64	本計画のフォローアップ等の実施	整備された基盤地図情報等の地理空間情報の整備・提供の状況、国の機関が行う G I S を用いたサービス等の施策の実施状況を把握し、その結果を勘案して必要に応じ、計画の修正等を行う。	W G	毎年度行う。 ただし、対象となる地理空間情報は、基盤地図情報の整備に関する基準・ルール策定を受けてすみやかに整理する。